障害者自立支援法に基づく	(指定障害福祉サー	ビスの事業等の人員.	設備及び運営に関する基準	(平成 1	8年厚生労働省令第171号	表明 放明法
一件日日日子久汲丛下至 7、		ニノヽマノ ポ 不 寸 マノノヽ尽ヽ	欧洲久りた日にありり至于	\ /2~	0 十分工力 13 日 13 77 1 7 1 7) / MIII / I I I I I I I I I I I I I I I

<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)新旧対照</u>					
改正案	現行				
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等	○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等				
の人員、設備及び運営に関する基準	の人員、設備及び運営に関する基準				
(平成十八年九月二十九日)	(平成十八年九月二十九日)				
(厚生労働省令第百七十一号)	(厚生労働省令第百七十一号)				
第一条~第四条 (略)	第一条~第四条 (略)				
第五条 (略)	第五条 (略)				
2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従	2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従				
業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業	業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業				
の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければ	の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければ				
ならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じ	ならない。				
て常勤換算方法によることができる。					
第六条~第五十二条 (略)					
第五十三条 (略)					
(サービスの提供の記録)					
第五十三条の二 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した					
際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録					
<u>しなければならない。</u>					
2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支					
<u>給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を</u>					
受けなければならない。					

第五十四条~第七十四条 (略)

(記録の整備)

第七十五条 (略)

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に 関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供 した日から五年間保存しなければならない。
- 一 (略)
- 二 第五十三条の二第一項に規定するサービスの提供の記録

三~六 (略)

(準用)

第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条 まで、第二十条、第三十六条、第三十七条第1項及び第三十八条 から第四十条までの規定は、指定療養介護の事業について準用す る。(略)

第七十六条~第九十二条 (略)

第九十三条 (略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第九十三条において準用する第十九条第一項</u>」と、(略)読み替えるものとする。

第九十四条~第百十四条 (略)

第六条~第七十四条 (略)

(記録の整備)

第七十五条 (略)

- 2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に 関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供 した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 <u>次条において準用する第十九条第一項</u>に規定するサービスの 提供の記録

三~六 (略)

(準用)

第七十六条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条 まで、第十九条、第二十条、第三十六条、第三十七条第1項及び 第三十八条から第四十条までの規定は、指定療養介護の事業につ いて準用する。(略)

第七十六条~第九十二条 (略)

第九十三条 (略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、<u>同項第二号中「次条」とあるのは「第九十三条</u>」と、(略)読み替えるものとする。

第九十四条~第百十四条 (略)

(従業者の員数)

- 第百十五条 法第五条第八項に規定する施設 (入所によるものに限る。) が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。) として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。) を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
- 2 法第五条第八項に規定する施設 (入所によるものに限る。) であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの (以下この章において「空床利用型事業所」という。) に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
- 3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所 (以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活 支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定め る数とする。
 - 1 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所、第百六

(従業者の員数)

- 第百十五条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
- 2 法第五条第八項に規定する施設であって、その全部又は一部が 入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を 行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び <u>当該指定短期入所の事業</u>の利用者の数の合計数を当該施設の入所 者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 とする。

十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所、第 百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第百八 十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就 労継続支援B型事業所(第百九十八条に規定する指定就労継続 支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。)、第 二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は児童福 祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等 (入所によるものを除く。)(以下この章において「指定生活介 護事業所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 イ又は口に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、 それぞれイ又は口に掲げる数

- イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第百三十七条に規定する指定共同生活介護、第百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)、第百六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)、第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援(入所によるものを除く。)のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
- ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯

であって、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

- (1) 当該日の利用者の数が六以下 一以上
- (2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数 が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た 数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において 指定短期入所の事業を行う場合 前号の(1)又は(2)に掲げる当 該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に 掲げる数

第百十六条 (略)

第百十七条 1~2 (略)

- 3 <u>空床利用型事業所</u>にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。
 - 一 居室
 - <u>イ</u> 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - <u>ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方</u> メートル以上とすること。

第百十六条 (略)

第百十七条 1~2 (略)

3 <u>第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設</u>にあっては、当該 施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

第百十八条~第百二十三条 (略)

- 第百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならな い。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。
 - 一 (略)
 - 二 <u>空床利用型事業所</u>にあっては、当該施設の入所定員及び居室 の定員を超えることとなる利用者の数
 - 三 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超える こととなる利用者の数

第百二十五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第

第百十八条~第百二十三条 (略)

- 第百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。
 - 一 (略)
 - 二 <u>第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設である指定短期</u> 入所事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を 超えることとなる利用者の数

第百二十五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第

二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第八十七条、第九十一条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。(略)

第百二十六条~第百四十三条 (略)

- 第百四十四条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者 (入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。) が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。(略)
- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

二十条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から 第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、 第七十三条、第七十四条、第八十七条、第九十一条、第九十二条 及び第百六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。 (略)

第百二十六条~第百四十三条 (略)

第百四十四条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。(略)

- 第百四十五条 指定共同生活介護事業者は、第百五十四条において 準用する第五十八条に規定する共同生活介護計画 (以下「共同生 活介護計画」という。) に基づき、利用者が地域において日常生活 を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並び にその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うと ともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとなら ないよう配慮しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する 者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介 護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利 用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居して いる他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 (略)

4 (略)

第百四十六条~第百五十三条 (略)

第百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百五十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」

第百四十五条 指定共同生活介護事業者は、第百五十四条において 準用する第五十八条に規定する共同生活介護計画に基づき、利用 者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者 の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、そ の者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫 然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 (略)

<u>3</u> (略)

第百四十六条~第百五十三条 (略)

第百五十四条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十八条、第六十条、第六十条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十二条及び第百六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百五十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同

と、<u>同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百五</u> 十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、(略) 読み替 えるものとする。

第百五十五条~第百六十一条 (略)

第百六十二条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百六十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十二条において準用する第十九条第一項」と、(略) 読み替えるものとする。

第百六十三条~第百六十八条 (略)

第百六十九条 削除

(サービスの提供の記録)

第百六十九条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立 訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、 当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項 を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しなければなら ない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提

項第二号中「次条」とあるのは「第百五十四条」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第百五十四条において準用する第 八十八条」と、(略)読み替えるものとする。

第百五十五条~第百六十一条 (略)

第百六十二条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第 一号中「第五十八条」とあるのは「第百六十二条において準用す る第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能 訓練)計画」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第百六十二条」 と、(略) 読み替えるものとする。

第百六十三条~第百六十八条 (略)

第百六十九条 指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活 訓練)事業所は、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の 促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第三十四条 に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)に 併設されているものでなければならない。

- 供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要 な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録 に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を 提供したことについて確認を受けなければならない。

第百七〇条 (略)

(記録の整備)

- 第百七十条の二 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立 訓練(生活訓練)の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しな ければならない。
 - 一 次条において準用する第五十八条第一項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画
 - 二 第百六十九条の二第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
 - 三 次条において準用する第八十八条に規定する市町村への通知 に係る記録
 - 四 次条において準用する第七十三条第二項に規定する身体拘束 等の記録
 - 五 次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内

容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況 及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百七十一条 第九条から<u>第十八条まで、第二十条</u>、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、(略)の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、<u>同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百六十九条の二第一項及び第二項」と、</u>(略)読み替えるものとする。

(準用)

第百八十四条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第百八十四条において準用する第十九条第一項」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第百九十七条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第 一号中「第五十八条」とあるのは「第百九十七条において準用す る第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A (準用)

第百七十一条 第九条から<u>第二十条まで</u>、第二十二条、第二十三条、 第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、(略)の規定は、指 定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合におい て、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第 百七十一条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」と あるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、<u>同項第二号中「次条」</u> とあるのは「第百七十一条」と、(略)読み替えるものとする。

(準用)

第百八十四条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、<u>同項第二号中「次条」とあるのは「第百八十四条</u>」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第百九十七条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第 一号中「第五十八条」とあるのは「第百九十七条において準用す る第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、<u>同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは</u> 「第百九十七条において準用する第十九条第一項」と、(略) 読み 替えるものとする。

(準用)

第二百二条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第十九条第一項」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第二百六条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B 型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七 条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第 四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十 六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、 第九十二条、第百六条、第百四十一条から第百四十六条まで、第 型計画」と、<u>同項第二号中「次条」とあるのは「第百九十七条</u>」と、(略)読み替えるものとする。

(準用)

第二百二条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、<u>同項第二号中「次条」とあるのは「第二百二条</u>」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第二百六条 (略) この場合において、(略) 第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援 B型計画」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第二百六条」と、(略) 読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三条 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七 条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十 六条から第四十一条まで、第五十八条、第六十条、第六十六条、 第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十 二条、第百六条、第百四十一条から第百四十六条まで、第百四十 百四十八条、第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百十三条において準用する第五十三条の二第一項」と、(略)読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(旧法施設支援等に関する経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、(略)、第五十五条及び第百四十四条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設」と、第百十五条第三項第一号本文中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「指定共同生活援助事業所、特定旧法指定施設(通所によるものに限り、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十

八条、第百四十九条及び第百五十一条から第百五十三条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、(略)第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百十三条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「次条」とあるのは「第二百十三条」と、(略)読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(旧法施設支援等に関する経過措置)

第二条 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、(略)、第五十五条及び第百四十四条中「他の指定障害福祉サービス等」とあるのは「他の指定障害福祉サービス等又は指定旧法施設支援」と、「指定障害福祉サービス事業者等」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者等又は特定旧法指定施設」と、第百三十二条第一項中「就労継続支援」とあるのは「就労継続支援並びに法附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものに限る。)」と、「又は障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)」とあるのは「、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号)又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係

一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」 という。)を含む。)」と、第百十五条第三項第一号イ中「指定共同 生活援助」とあるのは「指定共同生活援助、特定旧法施設支援(通 所によるものに限り、指定知的障害者通勤寮を含む。)」と、第百 三十二条第一項中「就労継続支援」とあるのは「就労継続支援並 びに法附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものに 限る。)」と、「又は隨害者自立支援法に基づく隨害者支援施設の 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七 号)」とあるのは「、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の 設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七 号) 又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省 令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号) による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する 基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)若しくは廃止前の知的 障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労 働省令第二十二号)」とする。

(指定療養介護事業所に置くべき従業員の員数に関する経過措置)

第三条 平成二十四年三月三十一日までの間、この省令の施行の日 (以下「施行日」という。)において現に存する指定医療機関(児童 福祉法第七条第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第 二百八十三号)第十八条第四項に規定する指定医療機関をいう。以 下同じ。)については、第五十条第一項第三号の基準を満たすため の人員配置計画を作成した場合は、指定療養介護事業所に置くべ 省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号)による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)若しくは廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)」とする。

(指定療養介護事業所に置くべき従業員の員数に関する経過措置)

第三条 <u>平成二十一年九月三十日</u>までの間、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)において現に存する指定医療機関(児童福祉法第七条第六項又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第四項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)については、第五十条第一項第三号の基準を満たすための人員配置計画を作成した場合は、指定療養介護事業所に置くべき

き生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法 で、指定療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上 とする。

(略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

- 第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第百三十八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。
- 第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において 指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業 所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」 という。)については、<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間、第二 百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができ る。

2及び3 (略)

第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審

生活支援員の員数は、同号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、 指定療養介護の単位ごとに、利用者の数を六で除した数以上とす る。

(略)

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

- 第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、<u>平成二十一年三月三十一日</u>までの間、当該事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。)には、第百三十八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。
- 第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において 指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業 所(以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」 という。)については、<u>平成二十一年三月三十一日</u>までの間、第二 百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができ る。

2及び3 (略)

第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害程度区分に係る市町村審

査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百四十七条第三項の規定は、(略)、<u>平成二十四年三月三十一</u> 日までの間、当該利用者については、適用しない。

 $-\sim$ 二 (略)

3 前二項の場合において、第百三十八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数)」とする。

第二十条

査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十一年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百四十七条第三項の規定は、(略)、<u>平成二十一年三月三十一</u> 旦までの間、当該利用者については、適用しない。

 $-\sim$ 二 (略)

3 前二項の場合において、第百三十八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者」とあるのは「利用者(附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者を除く。)」とする。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

第二十条 第百六十九条に規定するもののほか、精神障害者生活訓練施設若しくは法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設(以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚

生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」とい う。) 第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条 第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。次項にお いて同じ。) 若しくは旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号 に掲げる精神障害者福祉ホーム(附則第二十二条において「精神障 害者福祉ホーム」という。)又は法附則第五十八条第一項の規定に よりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧 知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設 のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けて いるもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令に よる廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する 基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更 生施設等指定基準」という。)第二条第一号イに掲げる指定知的障 害者入所更生施設に限る。次項において同じ。)及び旧知的障害者 福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的 障害者授産施設」という。)のうち旧知的障害者福祉法第十五条の 十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授 産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二 号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。次項にお いて同じ。) 若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のうち、 基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に 増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。) において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業に係る事業所 は、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業

精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお 従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健 福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設 (以下「精神障害者授産施設」という。)(障害者自立支援法の一部 の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十 八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。)によ る廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準 (平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施 設基準」という。)第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授 産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を 除く。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例に より運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第 二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者 福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指 定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定 知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年 厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基 準」という。) 第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生 施設に限る。)及び旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定す る知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)の うち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けてい るもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的 障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的

所とすることができる。

2 前項の規定の適用を受ける精神障害者生活訓練施設、精神障害 者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産 施設及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練 (生活訓練)の事業について、第百六十八条第三項の規定を適用す る場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害 者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰 施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。)については「二 人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧 精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限 る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並 びに指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同号ロ中 「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」 と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設 及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定 知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

障害者入所授産施設に限る。)並びに指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第百六十八条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。)については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を 受ける指定知的障害者通勤寮については、第百六十八条第三項の 規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とある のは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メート ル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

(身体障害者更生施設等に関する経過措置)

第二十二条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例に より運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第 二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉 法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福 祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者 福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体 障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の 指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」とい う。)、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神 障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障 害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これらの施設のう ち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の 後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除 く。)において、(略) 当分の間、第五十二条第一項、第八十一条 第一項(第百五十八条及び第百七十九条において準用する場合を 含む。)、第百六十八条第一項又は第百八十八条第一項(第二百条 において準用する場合を含む。)に規定する多目的室を設けないこ とができる。

第二十三条 (略)

附則 (略)

第二十二条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例に より運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第 二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉 法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福 祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者 福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体 **適害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の** 指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」とい う。)、精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定 特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(これら の施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、(略)こ の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変 更したものを除く。)において、(略) 当分の間、第五十二条第一 項、第八十一条第一項(第百五十八条及び第百七十九条において準 用する場合を含む。)、第百六十八条第一項又は第百八十八条第一 項(第二百条において準用する場合を含む。)に規定する多目的室 を設けないことができる。

第二十三条 (略)

附則 (略)